

奈良市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、奈良市立図書館（以下「図書館」という。）において、常に新鮮で有効な状態に蔵書構成を維持・管理するとともに、資料の円滑な更新を行うための除籍に関する必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 除籍にあたっては、全図書館の所蔵状況、出版事情等を十分考慮し、将来の利用にも支障のないよう行うものとする。

2 資料的価値のあるものについては、積極的に保存に努めるものとする。

(除籍基準)

第3条 除籍については、次のとおりとする。

(1) 不用による除籍

- ① 著しい汚損、破損又は書き込み等があり、補修が不可能なもの
- ② 科学技術の進歩等により、記述内容が古くなり価値が減じたもの
- ③ 同一内容で更新されたもの
- ④ 複本で保存の必要のないもの
- ⑤ 類書で保存の必要のないもの
- ⑥ その他出版事情、蔵書構成、利用者の需要、資料の保存価値等を総合的に判断して保存する必要がないと認められるもの
- ⑦ 保存期間を過ぎた新聞及び雑誌

(2) 事故等による除籍

- ① 亡失による資料（災害その他で亡失の届出のあったもの）
- ② 所在不明資料（蔵書点検において3年度連続して所在不明のもの）
- ③ 回収不能資料（返却予定日から3年以上経過し、所定の手続きを経て回収が不可能なもの）

(3) 合本・製本による除籍

(4) 移管による除籍

(除籍対象外資料)

第4条 原則として除籍の対象外資料は、次のとおりとする。

- (1) 古典・名著・基本図書と評価される資料（記述内容の新旧にかかわらず、各分野の基礎的又は歴史的価値を有するもの）
- (2) 類書がなく又は極端に少ない分野の資料
- (3) 刊行頻度の少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により再び収集することが困難で、かつ、

有用な資料

(5) 差別を助長する又は人権・プライバシーを侵害する恐れがあると判明したもので調査研究のために保存している資料

(6) セントラルライオンズクラブ寄贈資料

(除籍の決定)

第5条 除籍資料は、市民の蔵書に対する信頼を損なうことのないよう、除籍基準に十分留意して各図書館長が選定し、中央図書館長の決裁を経て決定する。

(除籍資料の処分)

第6条 除籍資料（新聞を除く。）は、有効活用を図ることを目的として奈良市内の教育施設等（学校、幼稚園、保育園等）に譲渡する。それ以外の資料は市民に譲与する。

2 汚損・破損等による不用資料については、焼却等の処分とする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか図書館における資料の除籍に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(奈良市立図書館図書除籍基準の廃止)

2 奈良市立図書館図書除籍基準（昭和59年10月1日制定）は、廃止する。